

議会だより



[表紙写真]

7月25日(木)に町民体育館にて、北檜山区老人と身障者スポーツ大会が開催されました。

当日は、大変暑い日となりましたが、暑さ対策をしながら参加者のみなさんは競技を楽しんでいました。

第2回定例会	P 2 ~ 9
一般質問	P 10 ~ 17
委員会レポート・臨時会	P 18 ~ 19
納税状況報告について	P 20
議会事務局職員の懲戒処分に係る謝罪文について	P 21
議会の動き・編集後記	P 22



令和6年第2回定例会が6月20日から21日まで行われました。
補正予算、条例の改正等の議案審議を行い、全て原案可決となりました。
審議された議案のあらましについては以下のとおりです。

令和6年度補正予算

会 計 名		今 回 補 正 額	補 正 後 の 予 算 額
一 般 会 計 (第2号)		1億1,964万1千円	94億6,179万円
特 別 会 計	国民健康保険事業(第1号)	△85万2千円	11億4,904万9千円
	介護保険事業(第1号)	△19万4千円	11億7,675万2千円
	風力発電事業(第1号)	70万6千円	2,582万1千円
病院事業会計(第1号)			
収益的収入及び支出		1,229万8千円	11億1,312万3千円
資本的収入及び支出	収入	—	—
	支出	49万5千円	2,924万5千円

補正の主な内容

◎ 一般会計補正予算(第2号)

補聴器購入助成費や北檜山学童保育所整備工事設計業務、トラウトサーモン海面養殖施設整備事業補助金などによる増です。

反対討論

石原 広務議員

北檜山学童保育所改修については、放課後の快適な居場所提供という観点からは大賛成です。ただしこのたび出された町の北檜山小学校併設案には反対します。

常任委員会で調査が始まりアンケートを採るべきと指摘したことを受け、町民児童課がすぐに対応していただいたことには改めて敬意を表します。対象は学童保育所利用世帯全て50件、回答率は62%の31件との結果報告もありました。

しかし、私がアンケート調査を求めた内容は、基本的に子供たちの意見を最優先にす

るべきと考えました。
その上で、今後のまちづくりとの観点から、①学童保育所を利用していない父兄の意見も聞くべきである。②北檜山小学校併設、教員住宅跡地、元幼稚園の改修の3つの政策選択肢だけではなく、幅広く意見を聞く機会を設ける。そこには町民体育館の耐震改修にかかわらず、改修したいとする教育委員会で示された町長へ訴えた要求をすぐに受けるべきで、体育館改修に伴って学童保育所併設を含めた計画を立てるのも可能と考えます。

賛成討論

榊田 道廣議員

近年、温暖化の影響もありイカ漁をはじめ、多くの魚種において漁獲量が減少し、漁業者の生活を圧迫しています。このような状況のもと、漁師の有志が大成トラウトサーモン養殖部会を立ち上げ、令和3年秋より3年間の実証試験を行ってきました。その結果、漁獲重量、販売収入とも1年目より2年目と増え今年

のトラウトサーモンは予想を上回る大きさの魚体が多く収入面でも大いに期待できるものとなっております。

まさに現行の青少年センターの保育所の運営は、北檜山小学校放課後の教室利用などをすくに対応するべきで、代替の施設はないという切捨てをする理事者の考えは改めるべきです。

アンケートの調査の結果にある継続使用を望む声5件17%、2、3年後に移設改修を望む9件31%などの意見も大事にするべきと強く申し添え、北檜山学童保育所整備工

事設計業務費が計上されている予算案には反対します。

しかし今後は、種苗や餌も八雲町より提供されることが決まり、事業化に向けての大きな障害であった輸送費も含めたこれらの問題を解決できることとなりました。さらに5月に熊石漁港で水揚げされたトラウトサーモンは、八雲町より提供されている稚魚と餌によって飼育されたものであり、まだ大成での養殖実績がないとはいえ、熊石で飼育されている同じ稚魚と餌を使用することは、これまで3年間の実証試験で得た経験と実績により、事業化するにあたって大変心強いものだと思います。

また、養殖部会より部員数が増えることにより、施設増設と同時に飼育数を増やし事業を展開することについては部員総意であると安定事業化に向けた支援の要望書も届けられています。

現在、また実証試験の最終総括は行われていませんが、これまでの実績、今後の展望を考えると、町としても最大限の応援をするべきと思

います。

また、学童保育所整備工事設計業務は、老朽化した現在の学童保育所の建て替え、これは急務であると考えます。さらに高齢化が進む中、今後、補聴器等の必要なものも増え、高齢者にとってこの事業は大変喜ばしいものであると思います。また、ほかの事業についても町民が安心安全に暮らすためには必要なものと考え賛成の討論とします。

◎病院事業会計補正予算(第1号)

医療外消耗品費及び医師等紹介定数料の追加、大成診療所へのエアコン設置工事の追加などによる増です。

条例

◎せたな町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に關する固定資産税の特例に關する条例の制定について
過疎地域の持続的発展の支援に關する特別措置法に關する固定資産税課税免除の期限延長に伴い、同法に基づく固定資産税の課税の特例を定めるため、本条例を制定しました。

◎国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
人事異動に伴う人件費の精査などによる減です。

◎介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
人事異動に伴う人件費の精査などによる減です。

◎風力発電事業特別会計補正予算(第1号)
消耗品の購入による増です。

◎せたな町税条例の一部を改正する条例について
地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要な規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎せたな町国民健康保険税率例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要な規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しました。

規約

◎北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の協議について

高齢者医療確保法に基づいた法定事務を規定することに伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会で議決しました。

報告

◎緑越明許費の繰越しについて（令和5年度一般会計予算）

物価高騰重点対策世帯支援交付金事業、小・中学校空調設備整備事業工事など5事業2億1008万8千円を繰り

越しました。

◎緑越明許費の繰越しについて（令和5年度公共下水道

事業特別会計予算）

大成浄化センター改築更新工事委託業務の1事業1680万円を繰り越しました。

◎株式会社北檜山観光振興公

社の経営状況について
地方自治法の規定に基づき、令和5年度の経営状況について報告を受けました。

同 意

◎農業委員会委員の任命について

任期満了に伴い次の方を任命することに同意しました。

- ・北檜山区北檜山
- ・渥美 光成さん（満69歳）
- ・北檜山区西丹羽
- ・阿部 紹子さん（満41歳）
- ・北檜山区栄
- ・大口 寧さん（満46歳）

- ・北檜山区東丹羽
- ・大羽 孝志さん（満64歳）

- ・北檜山区二俣
- ・金谷 勝則さん（満65歳）

- ・北檜山区若松
- ・小島 敏人さん（満63歳）

- ・瀬棚区西大里
- ・高橋 光也さん（満50歳）

- ・北檜山区東丹羽
- ・竹内 厚子さん（満68歳）

- ・北檜山区西丹羽
- ・玉木 久志さん（満68歳）

- ・北檜山区愛知
- ・坪井 博之さん（満60歳）

- ・瀬棚区東大里
- ・西川 譲さん（満57歳）

- ・北檜山区徳島
- ・原田 喜博さん（満68歳）

- ・瀬棚区南川
- ・松崎 豊さん（満61歳）

- ・北檜山区愛知
- ・森 正勝さん（満57歳）

- ・北檜山区共和
- ・吉田 優さん（満66歳）

意見書

◎ゼロカーボン北海道の実現

に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマス利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山

事業予算を十分に確保すること。

2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラッチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

提出議員 本多 浩議員
賛成議員 藤谷 容子議員
〃 梶田 道廣議員
〃 真柄 克紀議員
〃 大湯 圓郷議員
〃 菅原 義幸議員

※全会一致で可決されました。

◎義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元

「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に1/2から1/3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし、

中学・高校については依然として「検討」にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制および小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が定年引上げに伴う特例定員を除くと5,660人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより8,326人の減少となっており、実質的な教職員増とはなっていません。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

2023年12月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で13.96%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い17.45%（5.4人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費など

の私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、

就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について地方自治法第99条にもとづき、教育予算の確保・拡充・就学保障の実現をはかるよう強く要望します。

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1/2に復元すること。

2. 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生・中学校3年生の学級編制標準を順次改正することとし、当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を図ること。また、地域の特性にあつた教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。

3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うこと。

4. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の拡充に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

提出議員 藤谷 容子議員
賛成議員 本多 浩議員

〃 榊田 道廣議員
〃 菅原 義幸議員

※全会一致で可決されました。

◎道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、2023年3月に「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」(以下、「指針(改定版)」)を策定し、「公立高等学校配置計画」をすすめてきました。毎年度、

中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が55市町村(2024年4月現在)となり、この3年でさらに増加します。

「指針(改訂版)」では、学校規模を「1学年4〜8学級」とした基準の明示は行わなかったものの、配置の基本的な

考え方として、「5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満」「地域連携校等で5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で10人未満」と定めたことから、

まずまず高校の統廃合がすすむことが懸念されます。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大する

とともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなつていきます。

多くの市町村は、進学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管するなど、地元の高校存続に向けた努力をしています。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育

行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。また、各地域や学校の特徴あるとりくみにより新入生が増加しても既に計画された募集停止が撤回されないなど地位の声が反映されておらず、また、募集停止決定後、在校生の退学や転校がすすむなど、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地位の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」

「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について強く要望します。

1. 道教委「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少数派でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
2. すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。
4. しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる「高校配置計画」を検討すること。

提出議員 藤谷 容子議員
賛成議員 本多 浩議員
〃 榊田 道廣議員
〃 菅原 義幸議員

※全会一致で可決されました。

◎生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では、乳幼児に対する母子健康法に基づく歯科健診や小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対する学校保健安全法に基づく歯科健診等は実施が義務づけられているものの、40歳、50歳、60歳、70歳の者に対する健康増進法に基づく歯周疾患検診や、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者歯科健診などは、義務づけがされておらず、成人以降の受診体制は十分とは言えない状況にある。

近年、歯と口腔の健康は、生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康を保持・増進するための重要な要素であることが明らかになっており、人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、歯と口腔の健康維持が極めて重要であり、そのためライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診の確保が必要

である。

こうした中、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「生涯を通じて歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」を行うことが、初めて盛り込まれたことにより、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待される。

よって、国においては、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の改正などにより、生涯を通じて歯科健診の法制化を早急に進めるとともに、次の事項について措置を講ずるよう強く求める。

- 1 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。
- 2 国民皆歯科健診の実施に關しては、国において十分な財政措置を講ずること。

3 国民皆歯科健診の実現に

合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のため、ひいては、全身の健康に繋がるよう、総合的な取組を推進すること。

提出議員 横山 一康議員

賛成議員 本多 浩議員

” 真柄 克紀議員

” 熊野 主税議員

” 吉田 実議員

” 大湯 圓郷議員

※全会一致で可決されました。

◎選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

国連の女子差別撤廃委員会 は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告しています。

さらに、最高裁判所は平成27年12月、夫婦同姓規程自体は合憲と判断しましたが、同時に選択的夫婦別姓制度について「合理性がないと判断するものではない」と言及しています。

また、令和3年6月には、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については「国会で論ぜられ、判断されるべき」とされたところです。

選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦は同じ姓を名乗るという現在の制度に加えて、希望する夫婦が婚姻後にそれぞれの結婚前の姓を名乗ることも認めるというのであります。これは男女が改姓による不利益を案ずることなく結婚・出

産し、老後も法的な家族として支え合える社会を実現することにつながり、少子化対策の一助にもなります。さらに、

法的根拠のある生まれ持った氏名でキャリアを維持できることから、「女性活躍」の推進にも寄与すると考えられます。「自分の名前で生きる自由」が保障される社会でなければなりません。

多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、世論の動向や最高裁の判断趣旨も踏まえた上で議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国の責務であります。

よって、国会及び政府においては、男女が共に活躍できる社会実現のためにも、選択的夫婦別姓制度を法制化するよう、強く要望します。

提出議員 藤谷 容子議員

賛成議員 横山 一康議員

※全会一致で可決されました。

◎地方自治法改正に反対する意見書

この度の地方自治法の改正は、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と判断すれば、国が地法自治体に指示できるあらたな「指示権」の枠組みを導入するものですが、条件が曖昧で乱用の懸念が強く、運用を誤れば国と地方は対等とする「地方自治の原則」に反する内容が含まれていきます。

戦前の日本は、中央主権的な体制のもとで、自治体は競争遂行の一翼を担われました。その反省から、日本国憲法は地方自治を明記し、政府から独立した機能をもつ「団体自治」と住民の意思に基づく「住民自治」を規定しましたが、歴代の自民党政権は、自治体の権限や財源を抑制し地方自治を形骸化させてきました。

2000年施行の地方分権一括法でも、「地方分権」を掲げながら、機関委任事務を法定受託事務として事実上温存し、国による「指示」「代

執行」と言う強力な関与の仕組みを定めました。

この度の改正は、国の関与を最大限抑制すべき自治事務にまで、国が「指示権」を発動することを可能とするもので、乱用の歯止めも不透明です。

政府は、存立危機事態を含む「事態対処法」や、安保三文書に基づく「特定利用空港・港湾」への法律の適用について、「除外するものではない」としており、「武力攻撃」等の事態が「非平和時」の範囲に含まれる危険性があります。国の判断で自治体職員の斡旋が可能となれば、国の指示に基づく危険業務の遂行に自治体職員を駆り出すことや、情報システムの共同化・集約の推進によって、地方自治体が国の求める政策を一方的に迫られる可能性があります。

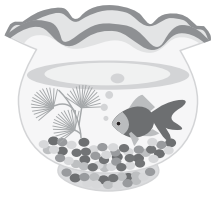
その場合に懸念されることは、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」の範囲が不明確なために、国の関与を最大限抑制すべき「自治事務」と「法定受託事務」が区別さ

れず、国の「指示権」発動の範囲が無限定に広がり、「有事」の際に国の恣意的判断で自治体を従属させる危険性があることです。

「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」においてこそ、自治体の機敏で柔軟な判断が求められるのであって、「危機管理の現場化」とは真逆の「危機管理の国への集権化」を図ることは、地方自治法の本旨に背を向けるものと言わざるを得ませんので、この度の法改正には強く反対致します。

提出議員 菅原 義幸議員
賛成議員 石原 広務議員

※全会一致で可決されました。



反対討論

熊野 主税議員

この改正は、新型コロナウイルスの集団感染、能登半島地震等の大規模災害を教訓に、今後、想定できない事態が生じたときに円滑に対応できるように国が自治体に指示できるための改正であります。指示を行わなければならないときの自治体から意見を聞く努力をし、また国の指示が適切だったのか検証するため国会への事後報告と運用にあたっては配慮されており、不測の事態に備えるために必要であるとの考えから、この意見書には反対します。

賛成討論

石原 広務議員

地方分権を拒絶するような国の対応は断固してはならないと考えます。地域があつて国がある、この理念に沿った内容になっていきますので、この意見書には大賛成します。

反対討論

真柄 克紀議員

先ほどの熊野議員の反対討論に尽きると思いますが、いずれにしても災害を含め幾多の地方自治体にとつても大変な事態が起きるときに、やはりこれは自治体の主体は当然担保されなければなりませんけども、そこに知恵をいたさないならいろいろな場面に對して自治体もそういう知恵を借りながらやはり住民の福祉のために尽くすという意味も含めての改定だと思いますので、この改定自体を反対するという意見書に対しては反対します。

賛成討論

藤谷 容子議員

コロナ禍で国が行ったことが何だったのか、まず最初に行ったことは何だったのか思い出していただきたいと思えます。学校の一斉休校やアベノマスクの配付、そういった

ことを国は行いました。

地方自治体が自分たちの地域にとつて何が1番いいのか考えていくことのほうが緊急の事態にあつても大事だと思います。今国会討論で、「自治体は国の補充的指示を拒否できるのか」との質問に、政府は「指示には従つていただく」と答弁しています。地方自治体を国に従属させる仕組みを作る乱暴なやり方は、地方分権を否定するだけでなく、憲法が保障する地方自治を根本から破壊するものです。

政府が存立危機事態を含む「事態対処法」や安保三文書に基づく「特定利用空港、港湾」への指示権適用について「除外するものではない」としていることは、アメリカの戦争に自治体を動員するために使われる危険もあるということですが、

戦前「住民自治」がなかったことが、政府が戦争体制を国の隅々まで貫徹する要因となりました。政府が行うべきは、地方自治体に権限と財源を十分に保障し、国民の命と

暮らしを支える現場の力を強くすることだと思います。よって、この意見書に賛成します。

※賛成6、反対4で可決されました。

◎唯一の戦争被爆国である日本が、一日も早く核兵器禁止条約を署名・批准することを求める意見書

2021年1月、人類史上初めて核兵器を違法化する国際法である核兵器禁止条約が発効し、世界の諸政府・市民社会の力によって、「核兵器のない世界」への道を切り開く新しい時代が始まりました。

核兵器禁止条約は本年1月16日現在、93カ国・地域が署名、70カ国・地域が批准しており、核兵器の使用を公然と主張するロシアのプーチン政権や、それに対抗するアメリカやNATOに対して、核兵器の使用と威嚇を制約する上で、大きな歯止めの役割を果たしています。

核兵器不拡散条約(NPT)

は、5つの核兵器国だけが核保有を許されるといって、前例のない差別的枠組みとしてスタートしました。しかし、その後の国際世論の発展の中で、核独占の枠組みから核軍縮を目差すものへと大きく変容し、その過程で核兵器禁止条約が誕生して、「核兵器のない世界」へ導く上で大きな力を発揮しています。

ウィーンで開催された、2022年の核兵器禁止条約の第1回締約国会議では、被爆者と核実験被害者への支援と環境修復活動が議論されており、核軍縮交渉にも構造的な変化が生じています。特に核兵器禁止条約が、核兵器による威嚇を禁止し「核抑止論」を否定したことは、世界の世論と運動への大きな励ましとなつていきます。

昨年8月の広島・長崎の平和宣言では、「核抑止論は破綻していることを直視すべき」(松井一実広島市長、「核抑止への依存からの脱却を勇気を持って決断すべき」(鈴木史朗長崎市長)と表明しま

したが、唯一の被爆国である日本政府は、「核抑止」の呪縛にとらわれ、今日でも核兵器禁止条約に背を向けています。

従いまして、2007年4月1日に「非核平和の町宣言」を制定させた町議会として、唯一の戦争被爆国である日本が、一日も早く核兵器禁止条約を署名・批准することを強く求めるものです。

提出議員 菅原 義幸議員
賛成議員 石原 広務議員

※全会一致で可決されました。

◎次期戦闘機の輸出を可能とする閣議決定を撤回し、「武器輸出三原則」の立場に立ち返ることを求める意見書

岸田政権は3月26日、日英伊が共同開発する高い殺傷能力を持つ次期戦闘機の第3国への輸出を可能にする閣議決定を行いました。これは、昨年12月の「殺傷武器輸出解禁」に続く決定であり、憲法の平和主義に背いて日本を「殺傷

兵器を商売とする国」に変貌させるものであり、国会にも国民にもともに説明しないまま、戦後日本の安全保障政策を大きく転換させる行為です。

次期戦闘機は、これまでにない「新たな戦い方」を可能にする最新鋭殺傷兵器の最たるものであり、既存の戦闘機とは異なる格段の高能力を有する危険極まりないものです。岸田内閣は、「現に戦闘が行われている国への輸出は除く」としていますが、輸出後に紛争当事国になる可能性も否定出来ず、その場合、輸出済み次期戦闘機の使用を食い止める手段は何一つありません。

政府は、第3国への輸出について、「販路拡大でコストを安くし、多売でもうけを増やす」と表明しましたが、これは閣議決定が軍需産業のもうけのためだと断言したに等しいものです。日本が開発・生産に係わる次期戦闘機が、無事の市民の生命を奪うとともに、戦闘機をはじめとする

殺傷武器の輸出を激化させて、地域の安定を脅かす危険性を見過ごすことは出来ません。1976年に三木内閣が表明した「武器輸出三原則」は、「国際紛争を助長しない」という理念に基づいて、事実上武器輸出を全面禁止し、1981年には衆参両院本会議で、同三原則の厳格な運用を求める決議を全会一致で可決しています。

岸田政権に対し、恒久平和を宣言した憲法前文及び、戦争放棄と戦力不保持・交戦権の否認を規定した憲法第9条にもとづく、戦後日本の歩みを否定する「次期戦闘機の輸出を可能とする閣議決定」を撤回し、「武器輸出三原則」の立場に立ち返ることを強く求めます。

提出議員 菅原 義幸議員
賛成議員 石原 広務議員

※全会一致で可決されました。

※意見書については、関係各大臣宛に送付しています。

一般質問



6人の議員から一般質問があり、町長・教育長に答弁を求めました。

木質バイオマス利用の取り組みについて

よこやま かずやす
横山 一康 議員

に必要な高性能林業機械に支援する」とも述べられています。



質問

町では恵まれた森林資源を有効に活用するため、令和2年に森林・林業の基本的な考え方を示す「せたな町森林整備計画」を策定しています。

令和5年には地域の再生可能エネルギー資源の効率的な活用する目的で「せたな町地域エネルギービジョン」も策定しています。これらの計画でせたな町では活用が期待できる再生可能エネルギーとして木質バイオマスが検討されています。加えて本年の執行方針では「森林組合が取り組む木質バイオマスチップ加工

私は町にある森林資源を利用し、脱炭素社会の実現に向け町が地産地消のビジョンをもって、政策展開する必要があります。以下、3点伺います。

①木質バイオマス利用についての基本的な考え方。

②再生可能エネルギーの地産地消の観点から町内で木質バイオマスを利用する考えは。

③森林環境譲与税の使途と基本的な活用方針。

答弁 町長

①町の基本的な考え方としては、北部松山森林組合での木質チップの供給量やチップポイラーの導入効果を見極めたうえで、公共施設での利活用を検討していきたいと考えていま



木材破砕機

す。

②公共施設への導入の可能性や民間導入などの取り組みを検討するとともに、本年5月に不採択となりました環境省の重点対策加速化事業へも課題を整理しながら検討を進めたいと考えています。

③森林環境譲与税として令和元年度から令和5年度まで約7,804万円が譲与されています。民有林、町有林も含めた森林整備、森林所有者の意向調査、豊かな森づくり推進事業など6,708万円を活用しています。

基本的な活用方針について



加工後のチップ

は、令和3年4月に策定しました森林環境譲与税を活用する森林整備に係る基本方針に沿って活用をしています。

再質問

木質バイオマスの利用は森林整備計画、地域エネルギービジョンに計画されていますので、町が責任を持って進めたいと思います。森林組合から要望書が提出されていると聞いています。それには木質バイオマスセンター構想や町内の公共施設に積極的に導入することなどの要望が出ていますので町として

積極的に取り組んでいただきたいと思えます。そして、森林環境譲与税という安定財源が2,000数百万円、毎年町に交付されるので積極的に利用するというのも可能だと思えます。

町の計画にも載っている。業界団体から要望がある。安定した財源がある。木質バイオマス利用に向けて三条件が揃っていますので見極めが大切だと思えますが、町長には木質バイオマス利用の決断をして頂きたいと思えます。見解をお聞きます。

再答弁 町長

町としては慎重な上にもしっかりと支援をしたいと思っています。今回の森林組合のチップ生産についても、これは積極的に町の支援があつてスタートできたと思つていますが、今月末あたりから試験をし、本格操業はその後と思えます。これが軌道に乗ると、規模拡大、販路の問題、利用の問題など、いろいろ出

てくるかと思えます。それに合わせて町としてもいろいろな準備ができると感じています。

せたな町産業担い手育成条例について

ゼロカーボンに向けた木質バイオマスの利用ということについてこれからもしっかりと研究していきたいと思えます。



質問

せたな町産業担い手育成条例について町長にお伺いします。

この条例では、本町において新たに産業を営み、又は新たに産業に就業しようとする担い手を誘致育成し、必要な支援を行うことにより、せたな町の産業の振興と安定的な発展を図り、産業の活性化に

福嶋 ふくしま

豊 ゆたか 議員

資することを目的とするとあります。その中で個人を対象とする奨励金として大きく分けて新学卒者、Uターン等就業者、新規就業者の3つに分類されておりますが、奨励金の額に差をもうけているのはなぜでしょうか。

町長の考えをお伺いします。

答弁 町長

産業における新規就業者や後継者などの担い手不足は当町においても課題であり、このことから町では新たに就業しようとする担い手を支援するため、せたな町産業担い手育成条例を制定し、新学卒者、

Uターン等就業者には就業時に100万円、新規就業者には200万円の奨励金を一定の条件のもと交付し支援しています。この奨励金の額の差については、新規就業する場合には土地や資金を自ら調達するなど、当町に生産基盤がない状態で始められるということになります。これは新学卒者、Uターン等就業者と大きな違いということ、就業時に初期投資にかかる費用負担が大きいということになりますので、そこで新規就業者には200万円を支援してきたということです。

41人まで減少しています。そのような中でせたな町で働くことを決断してくれる新学卒者や、勇気を持って戻ってきてくれるUターン等就業者は、とてもありがたい存在ではないですか。

あえて差を設ける必要が今の時点であるのか、町長の率直な考えをお伺いします。

再答弁 町長

Uターン等就業者や新学卒者は後継者という形で家業を継ぐということになります。それは当然土地ですとか、住むところですかありますので、入ることによっての初期投資というのはそれほど大きくない。それに比べて新規就業者は、裸一貫でまいりますので土地の用意、機械の用意、住宅もそうです。

再質問

単刀直入に今の時代であれば、あえて差を設ける必要はないと考えます。

せたな町過疎地域持続的発展市町村計画にも記載があるので、若年層の減少等が課題となっていることは認識をされているのだと思えます。住民基本台帳で合併当初は1万1,266人いた町民が、今年度先月末の時点では6,8

そういうところを少しでも応援したいということが一つと、色々な町で新規の担い手対策をされておりますので、本人がどこで起業したほうが夢の実現しやすいのか考えられると思えます。

町の医療ですとか、教育ですとか様々なことを検討しながらどの町に行くのかということを決められると思っています。

そのようなことを総合的に考えながらのまちづくりは当然必要になってまいりますので、差がついているということのご理解をいただきたいと思えます。

再々質問

基盤があるかないかが大きく影響するかは事業規模や形態によっても異なります。

ぜひ、温かい心と公平な視点をもって新しい世代の担い手の背中を押してあげていただけたらなと思います。よろしくお願ひします。

再々答弁 町長

確かに人によって、初期投資の金額は変わるといったことはあると思います。そういった意味で公平性に欠けるのではないかとご指摘も理解できません。今おっしゃられたようなこ

とも含めて制度改正をする時期には、ぜひそういったことも十分頭に置きながらやってまいりたいと思っています。



空き家・空き店舗活用支援について



質問

空き家の所有者と、せたな町に移住したい、町内に一軒家が欲しい人の登録をもとにマッチングを手伝う空き家バンク制度があります。町長にお尋ねします。

①空き家バンクに空き店舗も加え、「空き家、空き店舗バンク」にしてもっと宣伝し、情報を集め、登録を増やしてほしいかがでしょうか。
②「空き家バンク活用事業補助金」や「空き店舗活用支援事業補助金」のある町があります。このような補助金制度を作ってはいかがでしょうか

藤谷 容子 議員

か。
③空き家を利用したい人の情報を個人情報除いて公開し、空き家所有者が売却、賃貸をしたい方を選ぶ「さかさまバンク制度」のある町もあります。

「空き家、空き店舗バンク」と並行して運用することで、町内のまだ使える空き家、空き店舗の積極的な活用を進めることができると考えますが、いかがでしょうか。

答弁 町長

空き店舗バンクの追加については、商工会と連携しながら、ニーズを把握してまいりたいと考えています。

現在、当町で中古住宅を購入した場合、移住定住促進住宅奨励金、新規起業では、産業担い手育成奨励金や産業等活性化補助金があり、最大で

320万円の支援ができます。こうした補助金は、他町よりも多く、対応可能と考えています。

さかさまバンク制度は、空き家、空き店舗バンク制度と合わせて、これから検討してまいりたいと考えています。

再質問

空き店舗を利用したいという方の中に、コミュニティスペース、みんなの憩いの場を創りたいと思っている人がいます。営利目的ではなく、高齢の方も子育て中の方も気軽に集える場所。町外の人に対しては、町の案内所のような役割を持たせたい。これは町にとって、大変意味のある場所になるのではないかと考えます。

町のために空き店舗を活用したい人を応援する仕組みを作っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

再答弁 町長

持ち主と相談されて利用するのが通常と思います。そこに町がどう関わるか、どういう関わり方を望んでおられるか、具体的な案を知りたいので、まず町に相談していただきたいと思います。

野良猫・捨て猫に殺処分のない町

質問

犬や猫などのペットを飼う人が増えており、ペットの遺棄やご近所のトラブルも増えています。保護者団体の話では、昨年、この町で33匹の猫の遺棄があったそうです。正しい飼い方を広く周知していくことが大切です。そして、野良猫を増やさず、猫嫌いの人も嫌な思いをしないためには、飼い主のいない猫の不妊手術が必要です。町長にお尋ねします。

①猫の繁殖を抑え、糞尿等による周辺環境への汚染の減少につながる地域猫の去勢不妊

手術費助成制度を作つてはいかがでしょうか。

②民間、非営利の動物愛護団体である公営財団法人どうぶつ基金では、地域猫の無料不妊手術事業を行っています。そこに参加し、行政枠チケツトをもらつてはいかがでしょうか。

答弁 町長

猫は原則として、飼い主が家の中で責任を持って飼うものです。

しかし、所有者が判別できない地域猫に対し、繁殖の抑制のため、まずは公益財団法人どうぶつ基金の不妊手術事業の利用を検討しています。

この事業では、手術後再度同じところに放すことが条件なので、地区全体の合意が必要と考えています。事業の合意が整った地区や団体からの要望を受けて、町は公益財団法人どうぶつ基金に登録し、無料不妊手術の行政チケットを交付したいと考えています。

再質問

オスの去勢手術は、狂暴化予防やマーキング(尿) 予防になり、メスは発情の鳴き声がなくなります。地域猫の理解も深めながら、この事業をやつていただきたい。

地域で愛されていない猫や子猫に対しては、保護して里親を探す活動を保護団体が行っています。この団体は、保護した猫にワクチン、エイズ検査、手術だけで一匹3万円以上かかることを行っています。町民が見つけた猫をこの団体に届けると、この団体は、関わった者として1万円くらいの寄付をお願いするそうですが、町民が町に連絡をして、役場を通すと1円も入らないということですが。

ぜひ、このような場合にも不妊手術費助成を考えていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

再答弁 町長

責任を持つて最後まで飼つていただくことが大切です。アニマルウェルフェア(動物福祉)の考え方はどんどん徹底されていくと思つておりますが、今ある状況をどう改善していくか、今後検討していきたいと考えています。

再々質問

愛護動物の遺棄は許されるものではありません。命を大切にできる町にしていくために町としてできることを行つて欲しいと考えています。

再々答弁 町長

啓発活動を広報等で取り組んでいきたいと考えています。



保護猫



瀬棚養護老人ホーム三杉荘の現状と今後について



いしはら ひろむ
石原 広務 議員

質問

- ①職員の今年度の配置状況と今後の有資格者を含めた採用計画をお知らせください。
- ②入所者の今後の推移や待機者の現状をお示しください。
- ③三杉荘の運営は将来も継続して町で行うべきと考えます。町長の見解を伺います。

答弁 町長

①令和6年度の職員の配置状況ですが、常勤職員としては施設長1名、生活相談員1名、事務職員1名、支援員10名、看護職員1名、栄養士1名、夜間管理宿直員1名であり、

再質問

この他に嘱託医師1名、パートタイムで看護師1名、夜間管理宿直員2名、清掃員2名ということになっていきます。今後の有資格者を含めた採用計画につきましては、現在、欠員となっている支援員1名を募集しているところです。

②今後の推移については、第9期介護保険事業計画で65歳以上の高齢者人口の推計値が令和6年度で3,277人、令和22年度では、2,290人、要介護認定者数推計値においても令和6年度74人、令和22年度では634人と減少傾向になると予想されています。

再質問

近年、未婚化や晩婚化や高齢化に加え、その夫婦のみの核家族や一人暮らし世帯が増えてきており、その影響が見通せないことから入所者が今後どのような推移となっていくかと、この予想はついてい

ません。

待機者については6月1日現在で13名となっております。内訳は90歳代が6名、80歳代が5名、70歳代が2名ということですが、待機者においても高齢化や介護が必要な人が増えてきている状況です。

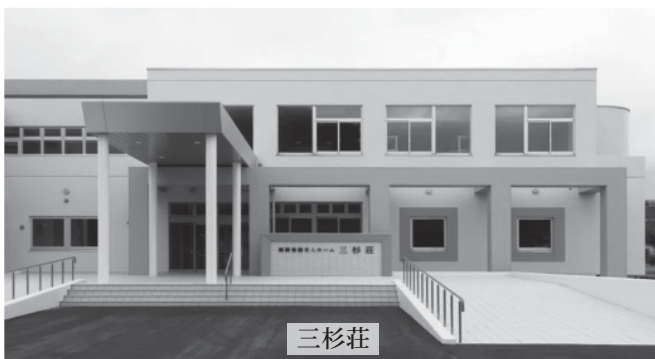
③三杉荘の将来の運営につきましては、その時の状況により判断されるべきものと考えているところです。

再質問

待機者の対応ですが、ご本人の意思や、ご家族の要望、それぞれの方の状況により、他の施設への入所が可能であれば、町としても対応するべきと思います。

再答弁 町長

短い任期の私が、遠い将来の事について明言しても、何の担保にもなりません。それぞれの時点の責任ある方がしっかり考えて進めるべきと思っています。



三杉荘

質問

資源ごみ処理手数料の無料化実現に向けての対応

①5月配付の町広報誌に折り込まれていたチラシにて、10月1日から実施と明記されていきました。これまで早期実施を求めてきましたが、できなかった理由を伺います。

②資源ごみ袋の無料配布実施を求めてきましたが、考えについて改めて伺います。

③住民説明会を予定とのことですが、当町での実施回数や場所、説明内容を教えてください。

④令和3年度のリサイクル率について、配布されたチラシには全国及び全道の平均より、せんだな町、今金町の平均が大きく下回っているとされています。この表現は正しくないと考えますがどのようにお考えですか。

⑤資源ごみとして出された空き缶と、燃えないごみとして

出された空き缶などは一緒に破砕処理していた事実の説明をしない理由を求めます。

⑥毎月第2日曜日の午前のみ一般家庭ごみ搬入受け入れを実施していますが、休日対応を増やしてほしいと多くの要望を聞いています。町長としての見解を伺います。

答弁 町長

①資源ごみ処理手数料の無料化に向け住民説明会や指定ゴミ袋取扱店との調整、回収業者との手順の確認などを進めるにあたり、北部松山衛生センター組合議会にも諮った結果、最速で10月1日実施が適当と判断されたことによるものです。

②現在の指定ゴミ袋は処理手数料と袋代が合算され排出者にご負担いただいているものです。今般、資源ごみの手数料の無料化を進めていますが、袋の費用はこれまでどおり排出者が負担してご用意いただくのが他市町村においても一般的であるため、北部松山衛生センター組合議会でもその

ようにしました。

③住民説明会につきましては、地区懇談会の会場設定を踏襲し、町内6箇所、9回の開催を予定しています。説明概要は、資源ごみ処理手数料の無料化に至った経緯、手数料無料化の内容、家庭ごみの分別排出の仕方について等となっています。

④令和3年度のリサイクル率は、当町は11.3%、今金町は6%、これに対し全国平均は19.9%、全道平均は23.5%となっており、比較すると概ね半分から4分の1程度というようになっています。表現は妥当と考えています。

⑤缶類を始めとする金属と、その他不燃ごみ等の分別処理が可能な破砕処理施設による混在処理につきましては、今後の資源ごみ処理手数料の無料化説明会におきまして北部松山衛生センター組合から説明することになっています。

⑥北部松山衛生センター組合に確認したところ休日の日数拡大の要望は受けていないということでした。

再質問

資源ごみ処理手数料の無料化が早期にできない理由は、センター組合で抱えている各種類の資源ごみ袋の在庫を減らすことが目的だと捉えます。

資源ごみ専用の透明、半透明の袋は、資源ごみの鉄屑などの売払い収入からセンター組合側で用意をし、リサイクル推進のためとするなら、無料配付するべきと考えます。毎年度、一千万以上の売払い収入が見込める現状から可能と考えます。

休日の受け入れを望む声は間違いなくあります。センター組合に声が寄せられていないことをもって対応をしないのは理由になりませんので、改めて考えるべきです。

再答弁 町長

いづれにしましても、大変大きな改革ということになりますので、しっかりと住民説明をします。

北海道檜山北高等学校の生徒確保に対する支援について

質問

北海道檜山北高等学校の生徒確保に対する支援について、
①入学生確保のため町で寮の建設と運営を提案しますが見解を伺います。

②通学定期運賃補助金の全額支援を求めます。町長の見解をお示しく下さい。

③町教育委員会と檜山北高等学校とが連携を図り生徒確保に向けた対応策を行っている間きましたかその内容をお示しく下さい。

答弁 町長

①入学生確保のための寮の建設と運営については道立の檜山北高等学校です。学校側ともこうした話し合いは行っていません。

②現在、北海道檜山北高等学校及び北海道長万部高等学校への通学定期券により生活交通路線バスを利用する高校生

に対して、通学定期券運賃の2分の1を補助して通学費用の軽減を実施しています。

補助率の2分の1については、同じく函館バスを利用し通学している今金町と補助率を合わせているところでありますが、せたな町独自の規定として2分の1とした金額が1万円を超える場合は、保護者負担の上限を1万円とする制度を設けて遠距離通学生徒に対して負担増にならないようにしています。

こうしたことから補助額については当面の間は現行の制度で運用してまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思えます。

答弁 教育長

③檜山北高等学校の生徒確保へ繋がる取り組みとして何点かご紹介したいと思います。

まず町教育委員会と檜山北高等学校との連携という点で、直接的なものとしては毎月行っています校長会議、教頭会議があります。この会議における町内学校への発信、情報

共有というものが連携という点では非常に大きなものがあると思っております。檜山北高等学校の校長からもそのような言葉をいただいております。

また檜山北高等学校の魅力を直接体験してもらうための主な取り組みとしまして、中学3年生を対象とした1日体験入学や檜山北高で開催される芸術鑑賞事業への全中学校、全生徒の参加のほか、年2回実施しております公開授業へは町内学校教員、教育委員会事務局職員、私も足を運んで授業の参観をしています。

そのほか檜山北高等学校から町内中学校へ出向いていただき、中学3年生の保護者や生徒に対して学校に関する説明会も昨年度から行っています。このことについては、今後1年生、2年生へも対象を広げていくように計画されています。

また、今朝の北海道新聞にありました檜山北高校の進路相談会、これも今年から各学校へ案内がまして、私

も行きましたが、各中学校の校長もしくは教頭、進路担当の先生が見学に行っていました。

これらのような連携を通じて、檜山北高等学校の生徒確保に繋がればと考えています。



檜山北高等学校

防災対策としての食料備蓄と炊き出し等の施設整備について

まがら 眞柄 克紀 議員

備整備する必要性があると考えますが、町の見解をお示し下さい。

また、現在の給食センターの災害時における今までの対応等についてもお知らせいただきたい。

再質問

ーを炊き出し施設として活用し、平成22年の大雨災害時500個のおにぎりを配給することができました。これからも必要に応じて有効に活用していきたいと考えています。

質問



令和6年1月1日厳冬の中で、能登半島大地震は、東日本大震災をはじめ多くの自然災害を経験した私たちに新たな課題を突きつけました。今までもできる限りの対策は打ってきましたが、苛酷な厳冬の中の給食及び食料備蓄の充実がその後、全国的に認識され対応が求められています。

今年度予算で暖房機器をはじめ多くの備蓄を対応していることは評価致しますが、全国的に動きが見られる食料供給の防災対策の拠点として、給食センターを今以上に、設

答弁 教育長

現給食センターについて、災害時の緊急的な炊き出しについては対応可能であります。一度に約500食の調理が可能であり、保管食材で最大5回程度の供給は可能な状態にあります。

答弁 町長

災害時における炊き出し支援は、防災計画により町民ボランティア及び、民間企業の協力で避難所等への食料配給を行うこととしています。

当町としては、給食センタ

現在の対応については理解しましたが、今後の大災害に対する対応が現状で十分なのかという分析の必要性と調査への取り組みです。これを機会に地域ボランティアの減少、また、更なる高齢化の進行の状態で、このような厳冬期の中で、住民の最低限の求めに対応できるのかという不安があります。

1月1日の大地震を機に全国の自治体及び国においてもこれらの課題に対する整備の更なる充実、長期にわたる避難所へ対応する備蓄品の在り方への必要性を訴えている現状を踏まえ、今後の防災拠点としての給食センターの在り方の位置付けについて、スピーディーな対応を各種のニューズソースも利用しながら研

究し、町民の要望に対応して
いただきたい。

再答弁 町長

防災計画に沿って、備蓄品
等についても多角的に進めて
いく必要があるし、議員の言
う給食施設を利用した食料供
給も大変重要な案件であると
考えています。多くの対応を
一度に解決することには至り
ませんが、これまでの災害対



学校給食センター

応を分析しながら、できると
ころから、計画的にスピーデ
ーに準備をしてまいりたい。
また、災害時において一番
大事なことは、発生時にいか
に住民の避難が速やかにでき
るかだろうかという事だと思
います。住民には常時危機感
を共有しつつ、防災訓練等を進
めながら、各種整備を進めて
まいりたいと考えています。

せたな町農業の現状 と今後の取り組みの方向 性について

質問

環境再生型農業は、ある意
味では、国際的には一番進ん
だ生産形態として急速に展開
され、農業を通して環境負荷
の低減や脱炭素化が求められ
るようになり、せたな町の主
幹である農業活動をしながら
環境への調和が期待されます。
一次産業において、より多
くのメタンの削減の可能性を
求め、道内外の農業者及び各
自治体で多くの実践が始まっ
ています。

土壌の質の向上による炭素
の固定化等、農水省において
は、温室効果ガス削減等へ実
験で評価するJクレンジット制
度等を開始し、益々この実践
を通して農作物の付加価値の
向上に向かえるよう指針を示
しています。

当町の基幹である水田等に

については、米の再認識されつ
つある現状の中、速やかにこ
れらの環境再生農業に取り組
むことで、今以上の温室効果
ガスの削減と共に、農産物の
付加価値の向上に努めるべき
と考えるが、現時点での町の
方向性、考えをお示し下さい。

答弁 町長

脱酸素によるCO2削減や
化学肥料、農業低減等による
農業生産活動の取り組みは、
カーボンニュートラル等の環
境負荷低減に繋がるものと思
えます。また、温室効果ガス
低減の取り組みによる生産物
のうち、米や馬鈴薯等の23品
目については、星1つから3
つまでのラベル表示によりま
して、消費者への取り組みへ
の見える化が進められていま
す。既に農家等での取り組み
も始まっているところです。
令和4年度に環境負荷を低
減し持続可能な農林漁業の実
現に向けまして、みどりの食
料システム法が施行され、取
り組む農林漁業者に対して、
各種支援措置を講ずることと

されていますので、JAはじ
め各関係機関と協力し、しっ
かりと町としても対応してま
いりたいと考えています。

※菅原議員から一般質
問が10問ありましたが、
本人より掲載辞退の申
し入れがあつたため掲
載しておりません。

委員会レポート



総務厚生常任委員会

第4回

一、調査年月日

令和6年5月9日

二、調査項目

(1) 町民児童課所管

- ・北檜山学童保育所の施設整備について調査しました。

第5回

一、調査年月日

令和6年5月31日

二、調査項目

(1) 保健福祉課所管

- ・せたな町補聴器購入費助成事業について調査しました。

(2) まちづくり推進課所管

- ・今後のゼロカーボン推進について調査しました。

- ・次世代型店舗づくり事業補助金について調査しました。

第6回

一、調査年月日

令和6年6月10日

二、調査項目

(1) 町民児童課所管

- ・北檜山学童保育所の施設整備について調査しました。

(2) 総務課所管

- ・せたな消防署災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の整備について調査しました。

産業教育常任委員会

第2回

一、調査年月日

令和6年5月21日

二、調査項目

(1) 教育委員会所管

- ・北檜山学童保育所の施設整備について調査しました。

(2) 建設水道課所管

- ・水道メーター器購入契約について調査しました。
- ・せたな町公共下水道北檜山

下水処理場の建設工事委託に関する協定の締結について調査しました。

(3) 農林水産課所管

- ・産地生産基盤パワーアップ事業について調査しました。
- ・トラウトサーモン海面養殖事業中間総括並びに事業化への支援について調査しました。

第3回

一、調査年月日

令和6年5月31日

二、調査項目

(1) 農林水産課所管

- ・トラウトサーモン海面養殖事業中間総括並びに事業化への支援についてのとりまとめについて調査しました。

総務厚生・産業教育 連合審査会

第1回

一、調査年月日

令和6年6月4日

二、調査項目

- ・北檜山学童保育所の施設整備について調査しました。

議会広報発行常任委員会

第3回

一、調査年月日

令和6年7月29日

二、調査項目

- ・議会広報76号のゲラ編集をしました。

特別委員会

『医療体制・新病院建設調査特別委員会』

第5回

一、調査年月日

令和6年5月22日

二、調査項目

- ・令和6年度における現在の診療体制及び医師確保対策について調査しました。

第6回

一、調査年月日

令和6年7月19日

二、調査項目

- ・今後の医師確保に対する取り組みについて調査しました。

『政策審査特別委員会』

第2回

一、調査年月日

令和6年4月15日

二、調査項目

- ・令和6年度の政策について審査しました。
- ① 災害備蓄品について
- ② 介護事業所連絡会議について
- ③ 敬老会について
- ④ 北部松山衛生センター組合負担金について

第3回

一、調査年月日

令和6年5月22日

二、調査項目

- ・令和6年度の政策について審査しました。
- ① 温泉ホテルきたひやま長寿命化計画について
- ② 元町職員横領問題について(留保)

第4回

一、調査年月日

令和6年6月5日

二、調査項目

・令和6年度の政策について
審査しました。

①元町職員横領問題について
(留保)

②財政問題について

第5回

一、調査年月日

令和6年6月6日

二、調査項目

・令和6年度の政策について
審査しました。

①元町職員横領問題について
(留保)

②渡島地域半島振興広域連
携促進事業について

③町有施設維持管理につい
て

④防災対策について

⑤老人福祉費（介護事業持
続化基金）について

第6回

一、調査年月日

令和6年7月8日

二、調査項目

・令和6年度の政策について
審査しました。

①元町職員横領問題につい

て(留保)

第7回

一、調査年月日

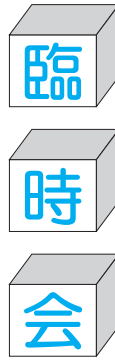
令和6年7月16日

二、調査項目

・令和6年度の政策について
審査しました。

①元町職員横領問題につい
て(留保)

②スマート事業等(新チャ
レンジ事業)について



◆第3回◆

令和6年5月31日

◎一般会計補正予算(第1号)

・低所得者支援及び定額減税
補足給付金事業システム改
修業務による増です。

◎工事請負契約の締結につい て

・工事名

温泉ホテルきたひやま長寿
命化改修工事(建築主体)

・契約の相手方

井上建設・高橋建設せたな
本店経常建設協同企業体
せたな町北檜山区

井上建設株式会社

代表取締役 秋元 勝

・契約金額

1億4234万円

・工事名

温泉ホテルきたひやま長寿
命化改修工事(機械設備)

・契約の相手方

池田暖房・北部公営経常建
設共同企業体
函館市昭和

池田暖房工業株式会社函館
支店

執行役員支店長 杉本 辰

・契約金額

6616万5千円

・工事名

温泉ホテルきたひやま長寿
命化改修工事(電気設備)

・契約の相手方

大倉・三幸経常建設共同企
業体
函館市本通

大倉電気株式会社

代表取締役

大倉 直

・契約金額

1億120万円

◆第4回◆

令和6年7月8日

◎一般会計補正予算(第3号)

・新たに住民税非課税となる
世帯への給付金や新たに住
民税均等割のみ課税となる
世帯への給付金、低所得者
の子育て世帯給付金、町営
牧場指定管理料(取水施設
修繕分)などによる増です。



議会を傍聴しませんか

町政はあなたのために！

第3回定例会は9月17日から開催予定となっております。

お気軽においでください

納税状況報告について

せたな町議会政治倫理に関する申し合せ事項にもとづき、納入等の期限が終了した令和5年度分の町が徴収する税金、各種使用料に係る納税等の状況の要旨を公表します（令和6年5月31日現在）。

令和5年度(個人)

議員名	道町民税	固定資産税	国民健康保険税	軽自動車税	介護保険料	水道使用料	下水道使用料
石原 広務	完納	完納	完納	完納		完納	完納
柘田 道廣	完納	完納	完納	完納	完納	完納	完納
藤谷 容子	完納	完納	完納	完納		完納	
福嶋 豊	完納	完納	完納	完納		完納	完納
横山 一康	完納	完納	完納	完納		完納	
本多 浩	完納	完納	完納	完納	完納	完納	
真柄 克紀	完納	完納	完納	完納	完納	完納	完納
熊野 主税	完納	完納	完納	完納	完納	完納	完納
吉田 実	完納	完納	完納	完納	完納		
大湯 圓郷	完納	完納	完納	完納	完納		
菅原 義幸	完納	完納	完納	完納	完納	完納	完納
平澤 等	完納	完納	完納	完納	完納		

令和5年度(法人)

議員名	町民税 (特別徴収分)	法人町民税	固定資産税	軽自動車税	水道使用料	下水道使用料
熊野 主税 (有限会社 くまのでんき)	完納	完納	完納	完納		
大湯 圓郷 (有限会社 カネタ 大湯商店)	完納	完納	完納	完納	完納	
石原 広務 (株式会社 白栄舎クリーニング)	完納	完納	完納	完納		
真柄 克紀 (有限会社 マル万 杉浦工作所)	完納	完納	完納	完納	完納	完納

議会事務局職員の懲戒処分に対する謝罪文

この度の元議会事務局職員による横領事案について、町民の皆様に対しご心配とご迷惑をお掛けし、大変申し訳なく思っております。

併せて、この件に関連し、議会事務局職員も懲戒処分を受けたことに関し、重ねてお詫び申し上げます。

今回の事案については、私が会長を務めていた令和4年度及び令和5年度の2ヵ年にわたり議会議員会という議員の親睦会会計の中で、5回に及ぶ使途不明金が発見され、元事務局職員へ問い質したところ発覚したものであります。

この度の事案が発生した原因としては、議員会として会則の中に会計担当を配置していなかったこと、通帳と印鑑の管理を別々に保管はしてはしておりましたが、施錠を怠っていたという初歩的な管理を行っていなかったために、いつでも出金できる状態になっていたことなど、管理体制が不十分だったことにありました。

今後は、再発防止策として議会事務局へお願いしていた会計処理について会則を改正し、議員会の中に会計担当を配置すること、また通帳を会計担当が管理し、印鑑は会長が保管するという議員自らの管理とすることで、2度と不祥事が発生することの無いよう運営してまいります。

町民の皆様に対しましては、改めて深くお詫び申し上げます。

せたな町議会議員会前会長 平 澤 等
せたな町議会議員会会長 横 山 一 康

議会ホームページをご覧ください!!

議会中継や議会の日程、会議録等を随時更新し、最新の議会情報をお知らせしています。

議会ホームページは、下記アドレスを直接入力し、せたな町ホームページから議会のページへ移動するか、せたな町議会検索していただくことで、ご覧になれます。

<https://www.town.setana.lg.jp/>

せたな町議会



議会の動き

◆ 4 月 ◆

- 15日 第2回政策審査特別委員会
- 22日 檜山著村議会議長会定例議長会議 (23日まで)
- 24日 道南・地区森林・林業・林産業活性化推進議員連盟連絡会総会
- 26日 せたな観光協会通常総会

◆ 5 月 ◆

- 1日 第2回広報発行常任委員会
- 9日 第4回総務厚生常任委員会
第2回全員協議会
- 12日 第52回玉川公園水仙まつり
- 17日 せたな商工会通常総会
- 20日 第2回北部桧山衛生センター組合議会
全員協議会
- 21日 第2回産業教育常任委員会
- 22日 第5回医療体制・新病院建設調査特別委員会
第3回政策審査特別委員会
- 24日 せたな町高齢者大学入学式
- 28日 せたな町建設協会通常総会
- 31日 第3回産業教育常任委員会
第3回臨時会
第5回総務厚生常任委員会
北檜山観光振興公社第30回定時株主総会

◆ 6 月 ◆

- 3日 令和6年度檜山地域振興協議会総会
令和6年度国道277号早期完成促進期成会総会
令和6年度函館・江差自動車道「木古内・江差間」整備促進協議会
- 4日 第1回総務厚生・産業教育連合審査会
第3回全員協議会
- 5日 第4回政策審査特別委員会
- 6日 第5回政策審査特別委員会
- 7日 第1回北部桧山衛生センター組合議会臨時会

◆ 6 月 ◆

- 10日 第6回総務厚生常任委員会
- 11日 第75回北海道町村議会議長会定期総会 (12日まで)
- 14日 第6回議会運営委員会
- 20日 第2回定例会 (1日目)
- 21日 第2回定例会 (2日目)
- 26日 檜山地域振興協議会要望活動 (27日まで)

北海道町村議会議員研修会



講師 気象予報士 もり あきら 森 明 氏



講師 元衆議院議長 おおしま ただし 大島 理森 氏

7月2日(火)に札幌市のコンベンションセンターにおいて、北海道町村議会議員研修会が行われ当町からは7名の議員が参加しました。

森明講師からは「札幌が東京より暑くなる!?～加速する気候変動」、大島理森講師からは「人口減少と市町村の重要性・民主主義について自省を含めたの所管」についての講演がありました。

編集後記



今年の春、北海道の各地にいわしの大群が海岸に押し寄せ各市町も処理に大変な事となっていました。私が町にも大群が押し寄せ、町も処理に大変な事となりました。このような事もあり、今年の農作物は大丈夫かと心配しましたが、田植えから始まった農作業も順調に行われていると感じております。瀬棚区、大成区は生徒数の減少で小中合同の運動会でした。北檜山区では、小学校、中学校それぞれの開催でした。思い起こせば、旧町時代では、各町で小中合同の運動会をしていたことを思い出しました。親も一回のお弁当作りで済んだことと思います。海では今、ウニ漁の最盛期を迎えています。事故などないようお仕事をして下さい。海、山、川のあるせたな町の町民の皆さん、あと半年頑張ります。

(大湯)

議会広報発行常任委員会

委員長 榊田道廣
副委員長 藤谷容子
委員 石原 広
福嶋 主
大熊湯圓 郷

大熊湯圓 郷